出願にあたって

こども性暴力防止の施行により、2026 年 12 月 25 日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

本学では非常に多くの学生が学校（幼稚園を含む）や保育所などで実習等を行うことから、同法の施行により学校（幼稚園を含む）や保育所などに求められる取組や実習生に関する留意点等について十分に理解したうえで、出願してください。

【学校（幼稚園を含む）や保育所などに求められる取組】

（1）日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
（2）こどもと接する業務に就く人（実習生も含まれる）に、性犯罪前科の有無を確認します。
（3）性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

（1）実習計画において、こどもと一対一になることが予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習内容がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有すると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は、実習先の事業者が行います。
（2）性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の登録が必要となります。
（3）性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
（4）性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより当該実習を要件とする教育職員免許状を取得できなくなります。また、修了要件を満たすことができず、修了できなくなる可能性があります。

本学では、こども家庭庁及び文部科学省からの要請を受け、入学後に、同法に基づく実習に関する留意事項への同意書及び性犯罪前科がない旨の誓約書の提出を求めます。

制度の詳細は以下の web ページをご覧ください。（制度全般に関するご質問はこども家庭庁にお問い合わせください。）

参考　こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou